

委員会提出議案第10号

交通インフラ調査特別委員会設置についての決議

当市議会は、地方自治法第109条第1項、第4項、第8項及び第9項並びに豊中市議会委員会条例第6条の規定により、交通インフラ調査特別委員会設置について次のとおり決議するものとする。

令和5年（2023年）9月28日提出

豊中市議会議会運営委員会

委員長 中野宏基

交通インフラ調査特別委員会設置についての決議

1. 当市議会に交通インフラ調査特別委員会を設置し，10人の委員をもって構成する。
2. 議会は，交通インフラ調査特別委員会に対し，次の事項の調査を付託する。

今後の交通インフラの在り方についての調査

3. 交通インフラ調査特別委員会は，議会の閉会中も調査を行うこととし，議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。